最終更新日：2017年4月5日

三菱鉛筆株式会社
代表取締役　数原英一郎
問合せ先：財務担当取締役　長谷川直人　03-3458-6215
証券コード：7976
http://www.mpuni.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

当社は、明治20年の創業の時から「最高の品質こそ 最大のサービス」の社是のもと、お客様だけではなく、従業員やお取引先、そして株主の皆様等、当社を取り巻くすべての方に求められる「もの」づくりに努めてまいりました。当社が考える社是（「最高の品質」）とは、商品の安全性や機能性にとどまるものではなく、企業としての姿勢をも映し出すものであります。この社是の具現化のため、さらには社会に求められる「もの」づくりのため、当社はコーポレート・ガバナンスを強化・充実することが不可欠であると考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを実現するために最も重要な点は、「経営の透明性」と「責任の明確化」の2点であると考え、取締役の任期を1年間とした上で、社外取締役を複数選任し、積極的に外部からの視点を経営に取り入れることに努めております。
また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は次の通りであります。
⑴ 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。また、従業員や当社商品をご愛顧いただくお客様、お取引先、地域社会をはじめとする様々な利害関係者（ステークホルダー）の利益を考慮し、それらステークホルダーの方々と適切に協働してまいります。
⑵ 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保いたします。
⑶ 取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を正しく理解し、実行してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】
当社は、議決権の電子行使制度の導入、及び英文による招集通知の作成を行なっておりませんが、本年3月30日に開催した第142回定時株主総会においても例年同様に議決権総数の9割近くを行使いただきました。そのため、現時点においては、株主の皆様による議決権行使を可能にする環境は整っていると考えております。一方で、当社株主における海外投資家の比率は緩やかながらも右肩上がりに増加しつつあり、今後海外投資家の比率がより一層拡大した場合には、株主の皆様に議決権行使をして頂くための環境整備として議決権電子行使プラットフォームの利用等を検討する必要があると考えております。

【原則4-2-1　業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】
当社の取り扱う筆記具という商品は、発売から10年、20年、30年と永くご愛顧頂くものが少なくありません。ひとつひとつの商品の価格は高価ではないかもしれませんが、そこから生まれる小さな利益をコツコツと積み上げ、その利益を将来の研究投資に充て、また画期的な製品をお客様にお届けすることが使命であると考えております。この想いから、営業やものづくりを担当する取締役のみならず、すべての経営陣が短期的な利益偏重に陥ることなく、長期的な視点に立って経営を執り行うことが求められていると考えております。その帰趨として、少なくとも現時点においては、経営陣の報酬体系は、不安定要素を含む株式報酬や短期的な利益変動に連動させるのではなく、安定的な固定報酬体系を採用することが望ましいと考えるに至っております。一方で、今後も引き続き取締役の報酬体系の見直しを行い、中長期的な業績連動報酬を始めとする様々な報酬体系が経営陣のインセンティブとしてどのような効用を持つのか検討してまいる所存であります。なお、当社は、年功的要素及び報酬の後払い的要素の強い取締役に対する退職慰労金制度を、本年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、当社の保有する政策保有株式につき、毎年、取締役会においてその資産価値的要素や取引関係の重要度等の複数の側面から分析、検証した上で見直しを行っております。
なお、当社の政策保有株式の保有方針は、「当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持や資金調達、業務提携、営業上の取引関係の維持及び強化、原材料の安定調達など経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を保有する」であります。
また、当社が保有する政策保有株式に関わる議決権については、「議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使する。株主価値を毀損するような議案については、会社提案・株主提案にかかわらず、否定的な判断を行う」という基準に従って行使しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役の競業取引、会社と取締役間における取引、及び会社と取締役との利益が相反する取引については、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除いて、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を要するものとしております。また、全取締役及び監査役に対して、毎年定期的に関連当事者間取引に関する調査を実施しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
1．会社の目指すところや経営戦略、基本的な考え方
当社は、明治20年の創業からの社是「最高の品質こそ 最大のサービス」と、3つの行動指針『三菱鉛筆は、伝統を自覚し、行動に誠意、責任をつくそう』、『三菱鉛筆は、知識と体験を深め、創造、工夫にはげもう』、『三菱鉛筆は、協力、共助、市場競争に勝ちぬこう』を掲げて、「世界一の筆記具メーカー」になることをグループ全体の長期ビジョンとしております。その足掛かりとして、10年先を見据えた能力の強化を目標とした基本方針「創業130年からの再スタート」を掲げたうえで、平成28年度（2016年）から平成30年度（2018年）までの中期3ヵ年計画に取り組んでおります。

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の上記「1．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

3．取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役の報酬等については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮した上で、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役と担当取締役が、各取締役の職位や役割、責任範囲に基づいて協議の上で決定しております。なお、当社では取締役の報酬に関する委員会等は設置しておりませんが、各社外取締役及び社外監査役に対して取締役の報酬決定の方法等に関する説明を行い、意見や助言を求める場を設けております。

4．取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社の社内取締役及び社内監査役の候補者指名については、その経験や経歴、見識や専門性、マネジメント能力を基準に、取締役会及び監査役会全体のバランスや多様性の確保を考慮した上で決定しております。また、社外取締役及び社外監査役については企業経営に対する知識や経験、専門性を基に、法令及び東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される人物、さらに当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者としております。
なお、取締役候補者の指名手続きについては、当社では指名に関する委員会等は設置しておりませんが、社外取締役及び社外監査役のみのミーティングや個別の面談等を通じて、社外取締役からの考えや意見を吸い上げ、これらの意見を反映した候補者を推薦し、取締役会にて決定しております。また、監査役候補者は取締役候補者と同様の手続きに加え、監査役の同意を経た上で、取締役会にて決定しております。

5．個々の選任・指名についての説明
個々の選任・指名理由については、株主総会招集ご通知に開示しております。なお、候補者を決定する際に重視している点は、取締役会及び監査役会全体としての多様性やバランスであり、取締役会及び監査役会の活性化に寄与する人物を指名しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の判断・決定及び経営陣に対する委任の範囲】
経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、法令・定款により取締役会が決定すべきとされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容は取締役会規則によって明確にしております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす2名を、独立社外取締役として選任しております。取締役会は、社内取締役11名とあわせて合計13名で構成しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、会社法制定前から、経営判断における客観性、多様性が重要であると考え、社外取締役を選任してまいりました。そのため、当社取締役会が社外取締役に求める資質とは、企業経営に精通しており専門性に長けていることに加え、当社の属する業界に捉われない多様な経験、見識を有しているということです。さらに、社外取締役の指名にあたっては、経営及び業務執行において特定の利害関係者の利益に偏重することのない公正な判断力を有する者、つまり当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たすことを条件としております。

なお、「社外役員の独立性基準」の内容は以下の通りです。
当社取締役会は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有しているものと判断する。
1．大株主
当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。
2．主要な取引先
(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。
・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。
(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。
・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。
3．専門的サービス提供者
当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。
4．寄付・助成金
当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。
5．上記1．から4．に過去3年間において該当していた者。
6．当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。
＊本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

【補充原則4-11-1　取締役会の構成】
当社の取締役会の構成人員は13名、うち社外取締役は2名であります。構成する人材については、取締役会全体のバランスや多様性の確保を考慮した上で指名しております。社内取締役は、経営全般、経理財務、国内及び海外の営業、商品開発、人事総務、生産、研究開発等それぞれの知識、経験、能力に優れた人物を、また、社外取締役については、多様な経歴・経験を持ち、企業経営に対する知識や経験、専門性が豊富であり、経営及び業務執行において特定の利害関係者の利益に偏重することのない公正な判断力を有している人物を指名しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況】
当社の取締役及び監査役の兼任状況は、以下の通りです。
・代表取締役　数原英一郎はエーザイ株式会社　社外取締役を兼任
・社外取締役　妹尾堅一郎は帝人株式会社　独立社外取締役を兼任
・社外監査役　青山藤詞郎はDMG森精機株式会社　社外取締役を兼任
・社外監査役　梶川融はキッコーマン株式会社　社外監査役、及び株式会社柿安本店　社外監査役を兼任
なお、その他上場会社以外の兼任状況は株主総会招集ご通知及び有価証券報告書において毎年開示しておりますが、社外取締役及び社外監査役を含めた全ての取締役及び監査役の兼務先の数は合理的な範囲に留まっており、当社の取締役及び監査役としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると考えております。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性分析・評価】
　当社の取締役会は、法令において要求される事項のみならず、経営上の幅広い課題についての議論、業種に捉われない他社事例の分析や最新法令の紹介等の多岐にわたる内容を、毎月3時間から4時間を掛けて、社外取締役及び社外監査役を含めて闊達な議論がなされており、取締役会としての実効性は概ね確保できていると認識しておりますが、改めて、取締役会の実効性について本年1月の取締役会で分析・評価を行いました。その中で、各取締役が、取締役会に求められる役割や責務をいま一度確認し、これらを念頭において職務を遂行する必要があるという認識を共有するに至りました。
　さらに、取締役会の更なる活性化及び実効性向上に向けた改善点として下記2点があげられました。
1. 各取締役が、取締役としての責務を振り返り、担当の枠組みを超えてより積極的に発言をする。
2. 社外取締役及び社外監査役の視点や意見を幅広く取り入れるために社外取締役及び社外監査役のみのミーティングの更なる活用や情報共有の見直しなど環境の整備を進める。
　今後、これらの評価結果を踏まえて議論を重ね、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニングの方針】
　取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となるトレーニングの機会を継続して提供してまいります。取締役会においては、同業種異業種を問わない他社の事例を取り上げるなど経営者として必要となる見識を高めております。また企業経営者やコンサルタントなど有識者による講演を定期的に開催して有用な情報を提供しております。なお、社外取締役及び社外監査役は、国内の主力事業所や工場を訪問し、当社の事業に対する理解を深めております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　株主との対話については、経理部と総務部が連携して取り組んでおり、財務担当取締役又は経理部長が株主との建設的な対話を促進するための体制整備を統括しております。今後も、機関投資家との個別面談を通じた対話の充実を図るほか、ホームページ、事業報告書、有価証券報告書等を通じた情報発信を行ってまいります。なお、これらの活動を通じて得られた株主や投資家からの意見や課題については、必要に応じて取締役会や経営会議などで議論しております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社横浜銀行 | 1,496,205 | 4.65 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,466,800 | 4.56 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,350,000 | 4.19 |
| BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND | 1,314,200 | 4.08 |
| JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT | 1,303,500 | 4.05 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,266,853 | 3.94 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,250,000 | 3.88 |
| 三菱鉛筆取引先持株会 | 1,192,119 | 3.70 |
| 大同生命保険株式会社 | 1,172,000 | 3.64 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

上記「大株主の状況」記載内容は、2016年12月31日現在のものであります。「大株主の状況」欄の記載の他に、当社が所有している自己株式2,185,325株があります。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | その他製品 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 13 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 吉村俊秀 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 妹尾堅一郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 吉村俊秀 | ○ | ――― | 企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社経営陣から独立した客観的立場から、妥当性・適法性の確保のみならずガバナンス体制の強化及び適正な意思決定のための適切な助言・提言をいただいております。また、当社が定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 妹尾堅一郎 | ○ | ――― | 技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究において幅広く卓越した知識と経験を有しており、また多様な役位を経験されています。このことから、当社経営陣から独立した客観的な立場から、ガバナンス体制の強化及び適正な意思決定のために適切な提言・助言をいただくことで当社取締役会の活性化につながるものと判断しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 更新 | 5 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、コーポレートガバナンスの充実に向け、監査役、会計監査人、及び内部監査部門は相互に定期的な情報交換の場を持つことで連携を図り、効果的かつ効率的な監査に努めております。
具体的には、監査役は、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき監査を実施しているほか、会計監査人による監査の結果について報告を受けております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、会計監査人と定期的な会合を行い、連携強化を図っております。
内部監査につきましては、内部監査室（4名）が担当しており、当社及び子会社を対象に、毎年作成している監査計画に基づき、業務監査を実施し、必要な改善に向けた提案を行っております。また、財務の適正性を確保するために、金融商法取引法に対応する内部統制の整備及び運用状況の評価等を実施しております。なお、内部監査の結果につきましては、取締役会に報告しているとともに、適宜監査役にも報告しております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 青井俊夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 青山藤詞郎 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 梶川融 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 青井俊夫 | ○ | 青井俊夫氏は、平成23年まで株式会社横浜銀行の業務執行者でありました。当社と同行との間では貸出コミットメント契約に基づく借入取引を行っておりますが、当社が定める社外役員の独立性基準と照し合わせ、同行は「当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者」という基準には該当しないこと、また同行は平成28年12月31日現在における大株主のうちの1名でありますが、同基準に定める「議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」という基準には該当しないことから、当社は同氏は独立性を有しているものと判断しております。 | 金融機関における豊富な経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また企業経営に携わった経験があります。これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただくとともに、金融政策を含めた経営政策全般の助言をいただいております。また、当社が定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 青山藤詞郎 | ○ | ――― | 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、機械工学・生産工学をはじめとする分野において、幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社が属する業界にとらわれない視点から意見をいただくとともに、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 梶川融 | ○ | ――― | 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計分野における専門的な知識を有し、また多様な役位を務められ、幅広い知見をもつことから、当社経営陣から独立した視点から当社の経営判断の適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

### 該当項目に関する補足説明

当社の事業形態及び当社の置かれた経営環境を勘案し、実施しておりません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。
なお、第142期(平成28年1月1日から平成28年12月31日)に取締役に支払った報酬等の総額は、社外取締役を含めた14名に対して393百万円です。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、社外取締役の助言を踏まえ、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役と担当取締役が、各取締役の地位や役割、責任範囲に基づいて協議のうえで決定しております。なお、平成23年3月30日に開催した第136回定時株主総会において、取締役の一事業年度当たりの金銭報酬等の支給限度額を500百万円以内(うち社外取締役分として20百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役ともに、付属資料を含めた取締役会議案内容を事前に送付し、必要に応じて事前、事後の説明を行っています。なお、監査役の職務を補助するために、兼任の監査役スタッフ2名を配置しており、当該監査役スタッフは、監査役会の招集に関する手続きや議事録の作成、その他監査役会の運営に関して、社外監査役を含めた監査役のサポートをしております。 加えて、社外取締役及び社外監査役が国内の主力事業所や工場を訪問する機会を設定するなど、当社の事業への理解を深める取り組みをしております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.取締役会
本報告書提出日現在、取締役会は13名で構成されております。このうち2名は社外取締役を登用し、経営監督機能の強化や透明性の向上に努めております。取締役会は、月1回(定時)以上開催されるほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、会社の重要事項に関し、十分な論議の上迅速な意思決定を行っております。なお、当社では、経営責任を明確にすること及び透明性の高い経営を実現するため、取締役の任期を1年としております。また、取締役の定員は15名以内と定款で定めております。

2.監査役会
本報告書提出日現在、監査役会は、社外監査役3名を含めて5名で構成されております。監査役会は、原則として月1回(定時)以上開催されるほか、各監査役が、監査役会で策定した監査方針に基づいて、取締役の職務執行を監査しております。また監査役の定員は5名以内と定款で定めております。

3.経営会議・部長会
経営会議は、社外役員を含めた全取締役及び監査役によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他経営上の重要事項の検討を行っております。当社では、この経営会議の構成メンバー(ただし社外役員を除く)に加えて、部長職以上の使用人で構成される部長会を組織し、会社方針の伝達、課題認識の共有化を進める一方、各部門からの報告を受けて現場レベルの状況把握に努めております。経営会議及び部長会は、原則として毎月1回開催しております。

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。独立性の高い社外取締役による経営監督機能及び監査役、監査役会による監査機能が有効に機能しているものと認識しており、現時点では、監査役制度を継続していくことが適切であると考えております。また監査役の経営監視機能の充実を図ることで、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能すると考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 招集通知の早期発送を心掛けております。第142回定時株主総会(平成29年3月30日開催)につきましては、平成29年3月8日に招集通知を発送いたしました。 |
| その他 | 第142回定時株主総会（平成29年3月30日開催）につきましては、招集通知を発送の5日前に当社ウェブサイトに、4日前に東京証券取引所TDnetに掲載し、早期開示を行っております。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | http://www.mpuni.co.jp/ir/index.html<br>決算短信などの決算情報、四半期報告書や有価証券報告書、適時開示資料などを掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経理部 | |
| その他 | 機関投資家への個別説明を適宜行っております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 環境基本方針を策定し、企業活動を通じた廃棄物の原量、資源のリサイクル、環境負荷軽減に努めております。また環境保全に十分配慮した商品開発を通じて社会貢献に取り組んでおります。 |
| その他 | （女性の活躍に向けた取組み）<br>当社に女性役員はおりませんが、役員候補者である女性管理職の登用に努めており、現在の女性管理職は3名であります。また、当社製品は女性からの関心が高い商品であることから、女性の価値観や視点を活かすことが当社の発展に不可欠であると考えており、女性の採用、育成、仕事と家庭の両立、管理職登用に積極的に取り組んでおります。<br>具体的な取り組みとしては、各職位に応じたキャリア開発研修等を通じて女性自身の意識付けを行うとともに、女性の意見を取り込むことや女性社員同士の関係づくりの支援を目的として、女性社員が集まる機会を設けております。また、仕事と家庭生活の両立支援として、産前産後休暇、育児休暇、小学校3年生までを対象とした勤務時間短縮制度などを設けて、個人ごとの環境や意識に応じ、柔軟に働き方を選択できる仕組みを設けており、女性のさらなる活躍を進めてまいります。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を定めております。

1．当社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
イ．取締役会は、当社及び子会社の取締役・監査役・使用人が法令・定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守するための指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。
ロ．取締役会は、取締役・監査役・使用人の職務執行が法令・定款・社会規範・企業倫理に適合すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するための体制の統括責任者として、コンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス体制の充実に有効な施策の企画立案、実行を担当する。
ハ．取締役会は、ヘルプライン制度運用規程を定め、当社及び子会社の使用人から業務遂行における相談・苦情・通報を受け付ける窓口を、社内及び社外に設ける。ヘルプライン制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告され、取締役会による監督を受ける。
ニ．取締役会は、代表取締役及びその他の取締役が行う業務の妥当性を監督する。また、業務執行に関与しない社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役の職務執行に対する監督を行う。これにより、経営監視機能の強化や意思決定のプロセスにおける透明性の確保に努める。
ホ．常勤監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に適宜報告される。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
各取締役は、適切に職務を執行するために必要な、重要な契約書、議事録、法定帳票やその他の情報を記載した文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を適切に作成、保存、管理する体制を構築し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ．取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。各担当取締役は、日常の業務遂行における損失の危険を評価し、必要な予防措置を講じる。損失の危険が当社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、担当取締役は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は緊急の取締役会を開催して早急にその対応を行う。
ロ．取締役会は、損失の危険の要因が複数部門に亘る場合には委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。委員会の委員は、関連各部署から任命する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．当社は、中期3ヵ年経営計画、事業年度ごとの全社方針等の経営目標を定め、適切に経営管理を行う。
ロ．当社は、取締役会付議事項の決議や報告を目的とした取締役会及び業務執行上の重要な意思決定や報告を目的とした経営会議をそれぞれ月1回以上開催することを原則としているほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して迅速かつ適切な意思決定を行う。
ハ．当社は、取締役、監査役、部長職以上の使用人が出席する部長会を毎月1回開催し、会社方針の伝達、課題認識の共有、各部門からの月次報告による状況把握を行う。

5．子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
イ．子会社の経営は、子会社の責任者の自主性を尊重する。取締役会は、各子会社を担当する取締役を選定するとともに、最低1名の取締役又は監査役を子会社の取締役又は監査役として指名する。子会社の取締役に選任された取締役は、子会社の職務執行を監視、監督する。子会社の監査役に選任された取締役又は監査役は、子会社の職務執行状況を監査する。
ロ．監査役は、子会社の監査役との協働により子会社に関する情報を収集し、必要に応じて監査役会に諮り、当社及び子会社からなる企業集団として適切な連携を図る。

6．子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の責任者は、当該子会社を担当する当社の取締役に対し、事業内容及び業績について定期的に報告を行う。

7．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス担当取締役は、子会社の規程の整備状況を把握し、必要に応じて、当該子会社を担当する取締役と連携して、当該子会社への改善の助言や指導を行う。

8．子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要事項の意思決定にあたり、子会社の責任者は、当該子会社を担当する取締役との間で事前協議を行うことにより、子会社の職務の執行が当社及び子会社からなる企業集団全体として効率的に行われることを確保する。

9．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会は、テーマに応じた能力を有する使用人を、監査役を補助すべき使用人として置くことを求めることができる。取締役は監査役会と協議の上で、監査役を補助する使用人を配置する。

10．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を配置する場合、当該使用人の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役と取締役の協議により当該使用人の職務分掌を定め、監査役の指示の実効性を確保する。

11．当社の取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
イ．当社及び子会社の取締役・監査役・使用人は、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団の業績に重大な影響を及ぼす事項等を、監査役に速やかに報告する。また、監査役は必要に応じていつでも、当社及び子会社の取締役・監査役・使用人に対して報告を求めることができる。
ロ．コンプライアンス担当取締役は、内部監査部門による内部監査の状況及びヘルプライン制度の運用状況を、定期的に監査役に報告する。

12．報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
　当社及び子会社は、報告を行った取締役･監査役･使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。

13．監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役は、取締役と協議の上で、監査、調査等の職務に必要な費用を計上することができる。

14．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の実効性を確保する。

15．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況
イ．当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。
ロ．当社及び子会社は、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役･監査役･使用人に対して徹底する。
　(1)総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。
　(2)株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。
　(3)警察当局との緊密な連携のもと、企業から総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。
ハ．必要に応じて取締役又は使用人が研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応に備える。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、反社会的勢力からの暴力を未然に防止し、組織的な対応を明確にするために、反社会的勢力との決別事項を含めた企業行動憲章を制定しております。その他の考え方及び整備状況は、上記「1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「15．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況」に記載のとおりであります。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を以下の通り定めております。

1．基本方針の内容
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2．基本方針の実現に資する取り組み
当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。
イ．中期3ヵ年経営計画策定
当社は、平成28年1月より「創業130年からの再スタート」を基本方針とする平成30年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。
当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。
ロ．コーポレート・ガバナンスの強化
当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役3名を含む5名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

3．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
当社は、平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で、改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。
本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。
買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。
当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。
なお、本プランの有効期間は、第141回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

4．具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定

める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要は以下の通りであります。

1．適時開示に対する基本姿勢
⑴ 基本方針
当社は、上場会社としての社会的責任を認識し、経営の監視機能の強化や透明性の向上に努めるとともに、投資家との信頼関係の構築・維持のため迅速かつ適切な情報開示を目指しております。
⑵ 情報の開示方法
金融商品取引法等の関係法令や株式会社東京証券取引所の適時開示規則に準拠し、情報を開示いたします。適時開示情報につきましては、適時開示情報伝達システム（TDnet）による公表とともに、当該公表後速やかに当社ホームページへの情報掲載を行います。また、これ以外の情報についても、投資判断に重要な影響を与えると当社が独自に判断した情報については、適切な方法により開示します。

2．適時開示にかかる社内体制
⑴ 情報の収集
当社及び当社グループ会社において、重要事実に該当すると考えられる事象は当社及び各グループ会社の取締役・各部門長・グループ会社責任者を通じて速やかに当社の最高経営執行責任者に報告され、かつその情報は当社の情報取扱責任者へ伝達されます。
⑵ 適時開示要否の判断
情報取扱責任者は、経理部及び経営企画室と協議のうえ、適時開示を要するかの判断を行うとともに、開示の内容を決定します。
⑶ 適時開示の実施
適時開示が必要と判断した内容については、取締役会または代表取締役による承認を経て、迅速に情報の開示を行います。

なお、当社はインサイダー取引を未然に防ぐため、インサイダー取引の報告制度を確立するとともに重要事実発生期間における内部者取引を禁止する社内ルールの徹底を図っております。さらに、幹部社員には、毎年定期的にインサイダー取引規制の概要を説明し注意を喚起しております。

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

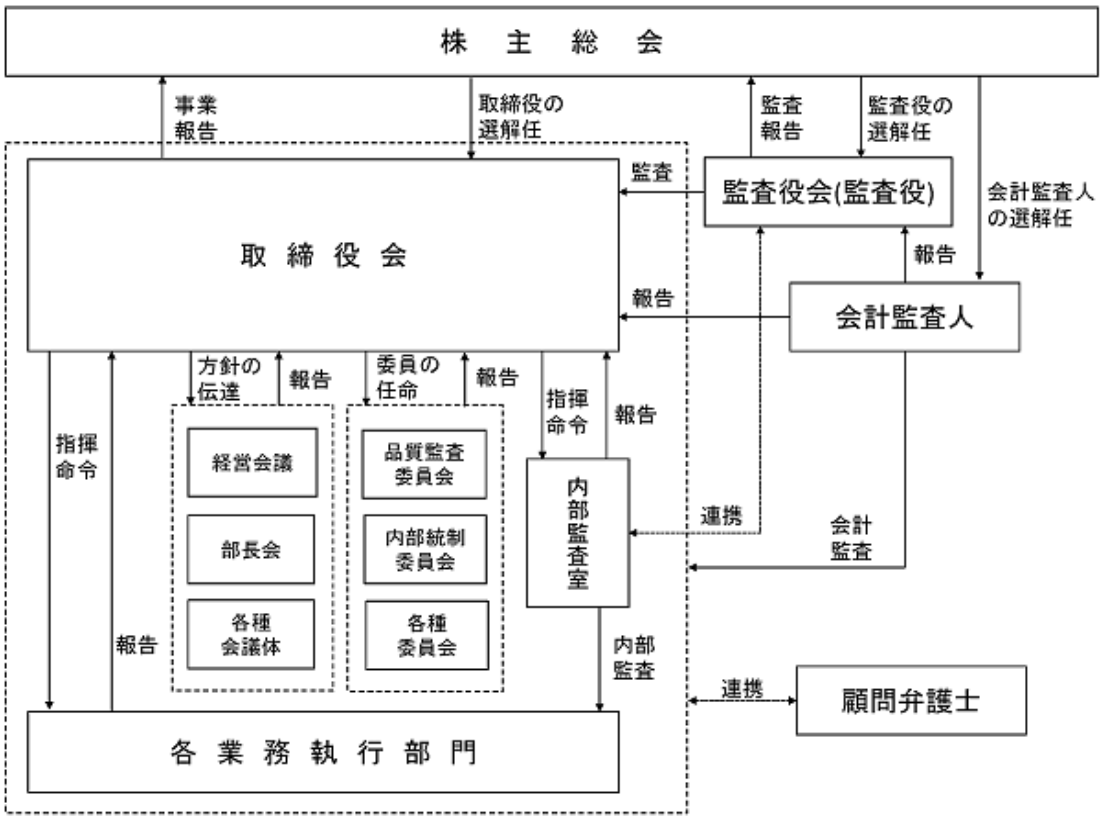

【模式図】適時開示体制

情報開示を担当する組織

1．情報取扱責任者　　財務法務担当取締役

2．担当部署　　経理部

